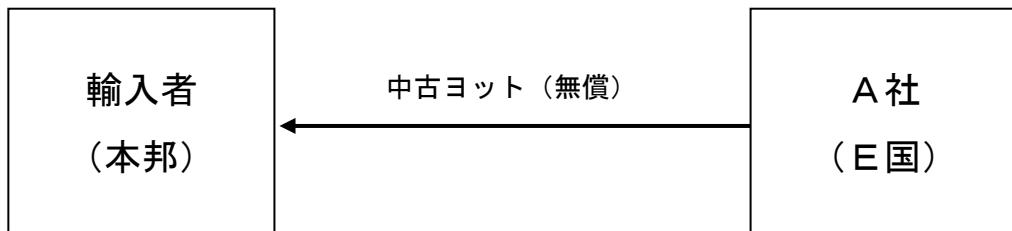


8. 無償で輸入する中古品の課税価格について



【照会要旨】

当社は、E国所在のA社がE国にて購入し使用していたヨットを無償で譲り受け、当社が本邦で使用するため船舶に積載して輸入します。

当該ヨットについては、E国から輸出する際の保険手続きに必要なため、E国所在の第三者である鑑定機関により評価額が算定されています。

当社が輸入する中古ヨットの課税価格について、どのように計算するのですか。

【回答要旨】

上記の場合、貴社が輸入する中古ヨットは、関税定率法第4条の4を受けた同法施行令第1条の12第2号に規定する「関税評価協定の規定に適合する方法として税關長が定める方法」により、その中古ヨットの価値を合理的な根拠で示す資料に基づき計算されることになります。

（理由）

上記の場合、貴社が輸入する中古ヨットは、輸入取引（売買）によらない輸入貨物ですので、原則的な方法である「輸入貨物の取引価格による方法」により、その課税価格を決定することはできません。

したがって、関税定率法第4条の2（同種又は類似の貨物に係る取引価格による方法）以下の規定により課税価格を計算することとなります。

貴社が輸入するヨットは、A社により使用された中古品であることから、同種又は類似の貨物がなく、「同種又は類似の貨物に係る取引価格による方法」により課税価格を決定することができません。

さらに、当該ヨットは輸入後、貴社において使用するものであり、また、当該ヨットはA社がE国で購入し使用していた中古品であることから、「国内販売価格に基づく方法」及び「製造原価に基づく方法」により課税価格を決定することができません。

したがって、同法第4条の4（特殊な輸入貨物に係る方法）により課税価格を計算することとなります。

この場合、同法施行令第1条の12第1号に規定する合理的な調整を加えても「輸入貨物の取引価格による方法」、「同種又は類似の貨物に係る取引価格による方法」、「国内

販売価格に基づく方法」及び「製造原価に基づく方法」により当該ヨットの課税価格を計算することができません。

よって、この輸入貨物の課税価格は、同法施行令第1条の12第2号に規定する関税評価協定の規定に適合する方法として税関長が本邦において入手できる資料に基づき計算する方法であって、合理的と認められるものにより計算されることとなります。

この中古ヨットについては、E国から本邦に向けて輸出する際の保険手続きに必要なため、E国において同国所在の第三者である鑑定機関が鑑定をし、当該ヨットに係る評価額を算出しているとのことです。従って、当該評価額は、当該中古ヨットに係る現在の客観的な価値を示していると認められることから、当該評価額を基に課税価格を計算することも一つの方法として合理的であると考えられます。その場合、当該評価額に本邦までの運賃等を加算して課税価格を計算します。

なお、上記に示した方法はあくまで一例であり、輸入貨物の種類や状況等によって、どのような資料が合理的と認められるかは個別具体的に判断することとなります。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項、第4条の2、第4条の3、第4条の4、第4条の8

関税定率法施行令第1条の12第1号、第2号

関税定率法基本通達4-1の2(1)イ、4の4-1、4の4-2

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)